

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月25日

【会社名】 ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド
(YTL Corporation Berhad)

【代表者の役職氏名】 取締役社長 タン・スリ・ダト(ドクター)フランシス・ヨー
・ソック・ピン
(Tan Sri Dato' (Dr)Francis Yeoh Sock Ping, Managing
Director)

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森下国彦
弁護士 村澤恵子

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

内部統制報告書作成に当たって準拠している用語、様式及び作成方法

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド（以下「当社」という。）は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第12条1項の規定に従い、マレーシアにおいて一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準（以下「マレーシア内部統制基準」という。）である、ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド（「ブルサ・マレーシア」）のメイン・マーケット上場規則15.26に基づき、コーポレート・ガバナンス財務委員会(FINANCE COMMITTEE ON CORPORATE GOVERNANCE)により公表されたコーポレート・ガバナンスに関するマレーシアン・コード（the Malaysian Code on Corporate Governance）（2007年改正）に準拠して、当社の内部統制の評価及び報告書の作成を行っている。

マレーシアと日本における内部統制の評価及び報告基準の主要な相違点

マレーシア内部統制基準と日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準（以下「日本内部統制基準」という。）との主たる相違点は、次の通りである。

（1）評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づいて内部統制の評価を行うことが要求されている。

（2）評価対象となる会社

日本内部統制基準では、当社および連結子会社ならびに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されている。

マレーシア内部統制基準では、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制については、経営陣による評価が要求されているが、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性については、経営陣による評価は要求されていない。疑義を避けるために付言すると、マレーシア内部統制基準には、財務報告に係る内部統制の有効性の経営陣による評価についての具体的な規定はない。

（3）「財務報告」の範囲

日本内部統制基準では、評価及び報告の対象となる財務報告に係る内部統制には、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表に係る内部統制及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に関する事項に係る内部統制が含まれる。

マレーシア内部統制基準ではこれらの事項は財務報告に係る内部統制の範囲に含まれない。疑義を避けるために付言すると、マレーシア内部統制基準には、財務報告に係る内部統制の範囲についての具体的な規定はない。

(4) 内部統制の枠組み

日本内部統制基準では、内部統制の有効性の判断基準として、通常、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」において明記されている内部統制の基本的枠組みが用いられている。マレーシア内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されていない。

マレーシアと日本における内部統制監査基準との主要な相違点

当社は、金商法193条の2第2項1号の規定に従い、マレーシアの監査法人HLBラー・ラムから、ブルサ・マレーシアのメイン・マーケット上場規則15.23に基づき、マレーシア公認会計士協会(MALAYSIAN INSTITUTE OF ACCOUNTANTS)により公表された推奨される実務ガイド取締役会による内部統制報告書のレビューに関する監査人に対するガイダンス(GUIDANCE FOR AUDITORS ON THE REVIEW OF DIRECTORS' STATEMENT ON INTERNAL CONTROL)（以下「マレーシア内部統制監査基準」という。）に準拠して取締役会の内部統制報告書のレビューを受け、内部統制報告書のレビュー結果のレターを受けている。

マレーシア内部統制監査基準と、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制監査基準との主たる相違点は、次の通りである。

- (1) 日本内部統制監査基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する監査意見の表明を行う。マレーシア内部統制監査基準に準拠した場合、独立監査人は取締役会が作成した内部統制報告書のレビューを行う。
- (2) 日本内部統制監査基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断基準として、通常、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられている。マレーシア内部統制監査基準では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されていない。
- (3) 日本内部統制監査基準に準拠した場合、監査の対象となる財務報告に係る内部統制には、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表に係る内部統制及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に関する事項に係る内部統制が含まれる。マレーシア内部統制基準ではこれらの事項は財務報告に係る内部統制の範囲に含まれない。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役会は、株主の投資及び当社及び当社の子会社（以下「当グループ」という。）の資産を保護するための適切な統制環境の枠組みの確立を含む、安定した内部統制のシステムの維持、並びに当該システムの適切性と完全性の審査につき最終的な責任を負う。

財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称は、コーポレート・ガバナンスに関するマレーシアン・コード（the Malaysian Code on Corporate Governance）である。

内部統制のシステムは財務の管理だけでなく、業務及び法令遵守の管理並びにリスク管理などをカバーしている。しかしながら、取締役会は、当グループの内部統制のシステムの審査が共同で行われる継続的なプロセスであり、事業目的の達成に失敗するリスクを排除するものではなく、むしろ詐欺行為及びエラーの発生を抑制し、これらを管理するためのシステムであると考えている。したがって、当グループの内部統制のシステムは、重大な誤表示、詐欺及び損失に対する合理的ではあるものの、絶対的ではない保証を提供するに止まる。

取締役会は、当年度について、当グループの内部統制（財務その他も含めて）が当グループの効率的かつ効果的な事業活動、財務情報の信頼性及び透明性、並びに法令及び規則の遵守を合理的に保証するものであると考えている。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告にかかる内部統制の評価が行われた基準日は、2009年6月30日である。

財務報告に係る内部統制の評価に当たり、マレーシアにおいて一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

取締役会は、継続的な監視及び統制活動の効率性の審査の手続を含む、安定した内部統制構造の維持、並びに当グループ及びその従業員の行動の統治に専心している。当グループの内部統制システムの主な内容は、以下のとおりである。

- ・承認手続

当グループは、承認手続を明確に定義し、説明責任を明確に定め、取締役会及び上席経営陣内で承認、許可及び管理に関する厳格な手続を有している。承認レベル、職務分掌及びその他の統制手続などの責任のレベルは、株主の最善の利益に鑑みた効率的かつ独立した管理を促すために当グループ内に通知されている。

- ・権限レベル

当グループは大規模な入札、設備投資プロジェクト、買収及び事業の処分並びにその他の大規模な取引に関して、常勤取締役に対して権限レベルを委任している。一定の限度額を超える資本及び収益に関する提案は、取締役会がこれを決定する。その他の投資に関する判断は、権限リミットに基づき承認される。総合的な評価及び監視手続は、すべての大規模な投資に関する決定に適用される。

企業及び投資資金需要への融資、外貨及び金利リスク管理、投資、保険並びに署名権者の指名等を含む主な財務に関する事項の決定については、取締役の承認が必要である。

・財務成績

中間財務成績は、ブルサ・セキュリティーズに開示する前に、監査委員会が審査し、監査委員会の推奨に基づき取締役会が承認する。年次財務成績及び当グループの事業の状況の分析は、外部の監査人による審査と監査を受けた後に株主に開示される。

・内部の法令遵守

当グループは、主な従業員が年間目標の達成を評価するべく内部で審査する経営陣のレビュー及び報告を通じて内部の財務管理の遵守を監視している。内部の方針や手続の更新は、リスクの変化、又は経営上の欠陥部分の是正、並びに当グループに関連する法令及び規則の遵守要件の変化を反映するために行われる。内部監査は、手続の遵守の監視及び精査を行い、提供された財務情報の整合性を評価するため、特定の期間について体系的に取り決められる。

当グループの内部統制の主な手続

内部統制のシステムの適切性と整合性を審査するために取締役会が定めた主な手続は、以下のとおりである。

・内部監査機能

当グループの内部監査機能は、その内部監査部門（「YTLIA」）及びIBDC（マレーシア）センドリアン・バーハッド（「IBDC」）により共同で提供される。YTLIA及びIBDCは両者とも、経営陣が導入した内部統制システムの効率性及び有効性につき独立した保証を提供し、監査委員会に直接報告を行う。

YTLIAは、内部統制システムの有効性と重大なリスクに重点を置いて実施された監査の結果につき、監査委員会に対して定期的に報告を行う。監査委員会は、YTLIAが提起した重大な課題及び事項につき審査及び評価を行い、経営陣によって適切かつ迅速な是正策が講じられることを保証する。

当年度中のいずれの脆弱性又は問題も、当社の年次報告書で開示を要求される、該当する方針若しくは手続、上場規則又は推奨される業界の慣行に対する違反には当たらなかった。

英国に拠点を置くウェセックス・ウォーター・リミテッド・グループ（「ウェセックス・ウォーター」）の会社は、上記の内部監査の対象には含まれていない。ウェセックス・ウォーターの事業は、同社の規制当局であり、政府機関である水道事業管理庁（「OFWAT」）の厳格な財務及び業務管理の対象となっており、その規制ライセンスによっても管理されている。ウェセックス・ウォーター・サービスズ・リミテッド（「WWSL」）は、独自の内部監査部門を有している。内部監査部門はWWSLの監査委員会に報告し、内部監査委員会は優良な財務慣行の維持とこれらの慣行の整合性を保つための管理を監督する責任を有している。同部門は、年次財務諸表を審査し、取締役会と外部の監査人とのコミュニケーション・ラインを提供する。同部門には、その権限及び義務に関する正式な調査範囲がある。

内部統制のシステムは、事業環境の変化に伴い、今後も審査、改善又は更新されていく。取締役会はYTLIA及びIBDCによる独立した評価により、内部統制の継続性と効果を定期的に確認する。取締役会は、現在の内部統制システムが当グループの利益を守るために有効なシステムであると考えている。

・ 上席経営陣会議

当グループは、常勤取締役と部門長から構成される上席経営陣会議を毎週開催している。この会議の目的は、緊急を要する事由について審議し、決定することである。ここでの決定事項は、全ての関係する従業員レベルに直ちに効率的に伝えることができる。これらの会議を通じて、取締役会は事業における業務上又は財務上の重大なリスクを特定することができる。

・ 財務会議

当グループの経営陣会議は、財務及び資金に関する重要な問題を審査、特定、議論及び解決し、当グループの財務状況を監視するために週に一度招集される。これらの会議を通じて、財務に関する新たな状況又は懸念点が早い時点で明確化され、これらに迅速に対処することができる。この会議のメンバーは、少なくとも当グループの取締役社長、常勤取締役及び上席経営陣から構成される。

・ 現場の視察

常勤取締役は、生産現場や事業部門の現場へ赴き、様々なレベルの従業員と対話し、協議され、実行された戦略の有効性を直接評価する。現場の視察は、効率的な運営のために、透明性が高く、開かれたコミュニケーション経路が経営陣及び常勤取締役によって維持されることを保証する目的で行われている。

3 【評価結果に関する事項】

取締役会は、当グループにおいて実施されている内部統制システムは、安定しており、有効であると考えている。監視、審査及び報告の取り決めは、統制の構造及び運営が当グループの事業に適したものであり、リスク・レベルが当グループの全事業について適切なレベルにあることを合理的に保証するものである。しかしながら、株主の投資及び当グループの資産を保護するべく、現在実施されている内部統制システムの有効性及び適切性を保証するための継続的な統制手続きの審査を実施する。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象はない。

5 【特記事項】

特記すべき事項はない。

(和訳)

2009年12月17日

マレーシア 55100 クアラルンプール
ジャラン・ブキット・ビンタン 55
ヨー・ティオン・レイ・プラザ11階
ワイ・ティール・エル・コーポレーション・バーハッド 取締役会 御中

**ワイ・ティール・エル・コーポレーション・バーハッド
取締役会に対する監査人のレビュー報告書**

**ワイ・ティール・エル・コーポレーション・バーハッドの
内部統制報告書に関する同社取締役会に対する監査人の報告**

拝啓

私どもは、ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッドのメイン・マーケット上場規則15.23に従って、2009年6月30日に終了する事業年度に関する年次報告書に含まれる予定である、取締役会による内部統制報告書をレビューいたしました。当該報告書は取締役会の責任において作成されるものです。私どもの責任は、取締役会による内部統制報告書をレビューした上で、取締役会に対して報告書を発行することです。

私どもは、マレーシア公認会計士協会により発行された、推奨される実務に関するガイド5、「取締役会による内部統制報告書のレビューに関する監査人に対するガイダンス」（以下「RPG 5」といいます。）に従って、当該レビューを行いました。私どものレビューは、内部統制報告書が、取締役会によって作成された又は取締役会のために作成された書類によってサポートされているかどうかを評価し、また、グループの内部統制システムの適切性及び完全性をレビューするために取締役が採用したプロセスを適切に反映しているかを評価するために行われます。取締役会による内部統制報告書は、コーポレート・ガバナンス財務委員会(Financial Committee on Corporate Governance)が発行したコーポレート・ガバナンスに関するマレーシアン・コード (the Malaysian Code on Corporate Governance) (2007年改正) に従い作成されたものです。

RPG 5は、取締役会による内部統制報告書がすべてのリスク及び統制を網羅しているかをレビューすること、又はグループのリスク及び統制管理手続きの有効性について意見を述べることを私どもに要求していません。また、RPG 5は、年次報告書に開示された重要な問題に関する内部統制手続きが、実際に問題を解決するものか否かについての評価をすることを私どもに要求していません。

私どものレビューの結果、年次報告書に含まれる予定の内部統制報告書が、グループの内部統制の適切性及び完全性のレビューについて取締役会が採用したプロセスに関する私どもの理解と一致していないと判断するような事由はありませんでした。

HLB LER LUM

敬具

[次へ](#)

Our ref : GEN/0909/2009

Your ref :

17 December 2009

The Board of Directors
YTL Corporation Berhad
11th Floor, Yeoh Tiong Lay Plaza
55 Jalan Bukit Bintang
55100 Kuala Lumpur

Dear Sirs,

RE: YTL CORPORATION BERHAD

AUDITORS' REVIEW REPORT TO BOARD OF DIRECTORS

REPORT OF AUDITORS TO BOARD OF DIRECTORS OF YTL CORPORATION BERHAD ON ITS
STATEMENT ON INTERNAL CONTROL

Pursuant to Article 15.23 of the Main Market Listing Requirements of Bursa Malaysia Securities Berhad, we have reviewed the Directors' Statement on Internal Control intended to be included in the annual report for the year ended 30 June 2009. This statement is the responsibility of the Directors. Our responsibility is to issue a report to the Board on the Directors' Statement on Internal Control based on our review.

We conducted our review in accordance with the Recommended Practice Guide 5, *Guidance for Auditors on the review of Directors' Statement on Internal Control* (RPG 5) issued by the Malaysian Institute of Accountants. Our review has been conducted to assess whether the Statement on Internal Control is both supported by the documentation prepared by or for the Directors and appropriately reflects the process the Directors have adopted in reviewing the adequacy and integrity of the system of internal control for the Group. The Directors' statement on Internal Control comply with the "Malaysian Code on Corporate governance (revised 2007)" issued by the Financial Committee on Corporate Governance.

RPG 5 does not require us to consider whether the Directors' Statement on Internal Control covers all risks and controls, or to form an opinion on the effectiveness of the Group's risk and control procedures. RPG 5 also does not require us to consider whether the processes described to deal with material internal control aspects of any significant problems disclosed in the annual report will, in fact, remedy the problems.

Based on our review, nothing has come to our attention that cause us to believe that the Statement on Internal Control intended to be included in the annual report is inconsistent with our understanding of the process the Board of Directors has adopted in the review of the adequacy and integrity of internal control of the Group.

Yours faithfully,
HLB LER LUM

上記は、原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は内部統制報告書提出代理人が別途保管しております。